(別紙) 基本計画のコスト計測対象手続一覧表

省庁名 金融庁

【記載要領】
〇記載の時点は、平成30年3月時点とする。
〇「基本計画の対象手続一覧表(平成29年6月作成)」より、「コスト計測」が〇の手続のみ本表の対象とする。
〇手続の件数は、申請等の件数を記載する。なお、記載できない項目がある場合には、その具体的な理由を欄外に記載する。
〇「備考」は、補足事項等がある場合に記載する。例えば、削減方策が5年間の取組であり、取組最終年度が31年度ではない場合、「削減方策は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。」と記載。
〇1件当たりの作業時間等を記載後、「取組初年度【平成29年度】コスト(実績)」が大きい順に並べる。

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライン 手続件数	手続件数計	基本計画	コスト計測	1件当たりの作業 時間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標	削減率	取組最終年度 コスト (目標)	備考
1221	監督局	総務課金融会社室	前払式支払手段の発行に関する報告	資金決済に関する法律	第23条第1項	2	3, 851	3, 853	0	0	8. 0時間	30,824時間	1. 7時間	6, 435時間	20. 88%	24, 389時間	
1161	監督局	総務課金融会社室	事業報告書の提出	貸金業法	第24条の6の9	0	1, 886	1, 886	0	0	12.7時間	23,896時間	2. 0時間	3,772時間	15. 79%	20, 124時間	
541	監督局	保険課、総務課郵便貯金・保険監督 参事官室	保険会社の届出 (1) 保険業の開始 (2) 子会社対象会社を子会社としようとするとき (3) 子会社とした会社が子会社ではなくなったとき (4) 資本の額又は基金の総額の増額 (5) 軽較な定款の変更 (6) 外国への支店等の設置 (7) 総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得または保有されるとき (8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	保険業法	第127条第1項	0	4, 458	4, 458	0	0	4. 5時間	20, 061時間	1. 3時間	5, 617時間	28. 00%	14, 444時間	
823	監督局	証券課	金融商品取引業者等の諸届出 (1)業務を休止し、又は再開したとき (2)認可業務を廃止したとき (3)他の法人と合併したとき、分割により他の法人から事業の承継をしたとき、 又は他の法人から事業を譲り受けたとき (4)金融機関等の議決権の過半数を取得し、又は保有したとき (5)議決権の過半数を保有している金融機関等について、その議決権の過半数を 保有しないこととなったとき (6)議決権の過半数を他の法人等に保有されることとなったとき (7)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始の申立てを行ったとき (8)その他内閣府令で定める場合に該当するとき	金融商品取引法	第50条第1項	95	6,099	6, 194	0	0	2. 4時間	15, 113時間	1. 2時間	7, 371時間	48. 77%	7, 743時間	
1183	監督局	総務課金融会社室	特定目的会社の事業報告書の提出	資産の流動化に関する法律	第216条	0	850	850	0	0	6.8時間	5,806時間	1. 3時間	1, 131時間	19. 47%	4,675時間	
254	監督局	銀行第一課、銀行第二課、総務課郵 便貯金・保険監督参事官室	営業開始等の届出 (1) 営業を開始したとき (2) 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするとき (3) (2) の会社が子会社でなくなったとき等 (4) 資本金の額を増加しようとするとき (5) 認可を受けた事項を実行したとき (6) 外国において駐在負事務所を設置しようとするとき (7) その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき (8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	銀行法	第53条第1項	0	2, 185	2, 185	0	0	2. 2時間	4, 763時間	0.7時間	1,573時間	33. 03%	3, 190時間	
818	監督局	証券課	事業報告書の提出 登録金融機関	金融商品取引法	第48条の2第1項	21	1, 145	1, 166	0	0	1.8時間	2, 122時間	0.8時間	909時間	42. 86%	1, 213時間	
645	監督局	保険課、総務課郵便貯金・保険監督 参事官室	保険持株会社の届出 (1) 認可にかかる保険持株会社になったときまたは保険持株会社として設立されたとき (2) 保険会社を子会社とする持株会社でなくなったとき (3) 第271条の22第1項各号に掲げる会社を子会社にしようとするとき (4) 保険持株会社の子会社が子会社でなくなったとき (5) 解放したとき (6) 資本金の額を変更しようとするとき (7) その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき (8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	保険業法	第271条の32第2項	0	175	175	0	0	4. 5時間	788時間	1. 3時間	221時間	28. 00%	567時間	
666	監督局	保険課	少額短期保険業の開始等の届出 (1) 少額短期保険業を開始したとき (2) その子会社が子会社でなくなったとき (3) 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき (4) 定款の変更をしたとき (5) その総株主の護決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき (6) その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについて は、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき	保険業法	第272条の21第1項	0	344	344	0	0	2. 2時間	746時間	1. 3時間	430時間	57. 60%	316時間	
173	監督局	銀行第一課、銀行第二課、総務課郵 便貯金・保険監督参事官室	日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出	銀行法	第8条第1項	0	270	270	0	0	2. 2時間	589時間	0.7時間	194時間	33. 03%	394時間	
					合計	118	21, 263	21, 381	10	10	47. 3時間	104, 707時間	12. 2時間	27, 653時間	26, 41%	77.055時間	